

命 令 書

再審査申立人 株式会社東大阪自動車教習所

再審査被申立人 全国一般労働組合大阪府本部全自動車教習所労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令の理由第1認定した事実のうち、その一部を次のように改める以外は当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。

- 1 1の(1)中「被申立人」を「再審査申立人」に、「本件審問終結時の従業員は約66名」を「当審における審問終結時の従業員は66名」に改める。
- 2 1の(2)中「申立人」を「再審査被申立人」に、「約120名」を「108名」に、「本件審問終結時」を「当審における審問終結時」に改める。
- 3 1の(3)中「本件審問終結時約49名」を「当審における審問終結時52名」に改める。
- 4 2の(5)中「本件審問終結時」を「当審における審問終結時」に改める。

第2 当委員会の判断

会社は、組合の昭和56年3月10日付け要求書記載事項について団体交渉に応じないことが不当労働行為であるとした初審判断を不服として再審査を申立てているが、その主張は要するに初審における会社主張と同一である。

当委員会の判断は、本件初審命令の理由第2判断と同一であるので、これを引用する。

したがって、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

昭和58年4月6日

中央労働委員会
会長 平 田 富太郎